

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一  
（環境局地球環境エネルギー部計画課）……………一

### 告示

- 都営住宅の廃止……………一  
（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）……………一
- 都営住宅の使用料の変更……………三  
（同）……………三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………六  
（同）……………六
- 都営改良住宅の廃止……………七  
（同）……………七
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………七  
（同）……………七
- 都営住宅の駐車場の廃止……………八  
（同）……………八
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………八  
（同）……………八
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………八  
（同）……………八
- 鳥獣保護区の存続期間の更新（二件）……………九  
（環境局自然環境部計画課）……………九
- 鳥獣保護区の指定……………〇  
（同）……………〇
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定……………〇  
（同）……………〇
- 知事指定薬物の指定……………二  
（福祉保健局健康安全部業務課）……………二

○東京都港湾管理条例施行規則による指定管理者が定める申請書の提出以外の申請の方法……………二  
（港湾局港湾経営部経営課）……………二

○港湾施設の供用開始……………二  
（同）……………二

### 告示（選）

- 政治団体の届出……………三
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………三
- 政治団体の解散の届出……………四
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………三
- 東京都議会公印規程の一部改正……………四  
（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………四

### 公告

○国土調査の成果の認証……………二  
（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………二

## 規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

### 東京都規則第百十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二十二第二項中「小売電気事業者」の下に「及

## 告示

○東京都告示第千六百三十一号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

この規則は、公布の日から施行する。

### 附則

び同項第九号に規定する一般送配電事業者（同項第八号イに規定する最終保障供給又は同号ロに規定する離島供給を行うものに限る。）を加える。

名称	位置	構造及び規模	戸数
下馬アパート (19号棟)	世田谷区下馬二丁目三十八番	中層耐火 四八・二平方メートル	五戸
同右	同右	同右 五五・〇平方メートル	同右
下馬アパート (20号棟)	同右	同右 三六・四平方メートル	一五戸
同右	同右	同右 三七・三平方メートル	五戸
天沼アパート (1号棟)	杉並区天沼二丁目三十番	同右 二九・七平方メートル	六〇戸
旭町二丁目第2アパート (2、3号棟)	練馬区旭町二丁目三十六番	同右 三九・〇平方メートル	四五戸
練馬北町二丁目アパート (1号棟)	同区北町二丁目七番	同右 三八・三平方メートル	一六戸
練馬北町二丁目アパート (2号棟)	同右	同右 三四・一平方メートル	一二戸
梅田アパート (1号棟)	足立区梅田八丁目十三番	同右 二九・七平方メートル	五〇戸
梅田アパート (2、3号棟)	同右	同右 三二・六平方メートル	八九戸
花畑第3アパート (1、16、17、18号棟)	足立区南花畑四丁目十一番	同右 三七・七平方メートル	一七〇戸
立川松中アパート (1、2、3、4、9、30、31、32号棟)	立川市一番町五丁目八番	同右 同右	二八二戸
下連雀アパート (7号棟)	三鷹市下連雀七丁目二番	同右 三七・〇平方メートル	三〇戸
下連雀アパート (9号棟)	同右	同右 三七・三平方メートル	同右
下連雀アパート (10号棟)	同右	同右 三六・四平方メートル	四〇戸
村山アパート (9、15、17、20、23号棟)	武蔵村山市緑が丘千四百六十番地	同右 五一・〇平方メートル	一九〇戸
村山アパート	同右	同右 五〇・七平方メートル	一七〇戸

(10、18、84、85、86号棟)

村山アパート

(11、16、19、87号棟)

村山アパート

(83、88号棟)

稲城アパート

(10、11、14号棟)

同右

同右

稲城市大丸六百三十番地

同右

同右

同右

五一・五平方メートル

五六・一平方メートル

三七・〇平方メートル

四〇戸

七〇戸

六四戸

●東京都告示第千六百三十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
ように変更し、平成二十九年十一月一日から実施するので、  
同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,600	69,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(7号棟)	新宿区戸山2-7	38.8	3	32,400	60,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(17号棟)	新宿区戸山2-17	38.3	2	32,300	61,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(34号棟)	新宿区戸山2-34	41.9	1	35,400	72,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	34,000	73,100
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,400	57,700
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート(3号棟)	台東区清川2-22	34.3	1	25,500	33,700
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,600	71,400
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,400	73,100
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,800	71,900
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート(14号棟)	江東区大島5-17	55.9	1	47,800	67,200
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,700	46,600
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(2号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,300	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(5号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(6号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(9号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(12号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	3	27,600	44,000
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	3	27,900	44,600
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,000	52,300
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート(2号棟)	江東区南砂6-5	51.2	1	43,900	77,600
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート(1号棟)	江東区白河1-5	50.9	1	43,000	74,800
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	73,800
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,100	67,500
一般都営	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート(4号棟)	江東区塩浜1-3	51.2	1	44,800	84,400
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	35,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	2	29,400	37,800
一般都営	中層耐火	西糞谷二丁目第2アパート(4号棟)	大田区西糞谷2-26	42.3	1	34,800	54,200
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート(19号棟)	大田区多摩川2-24	48.1	1	40,500	70,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,100	81,600
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(14号棟)	世田谷区八幡山3-9	51.0	1	42,200	82,900
一般都営	中層耐火	上用賀一丁目アパート(2号棟)	世田谷区上用賀1-24	59.6	1	51,200	109,900

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	赤堤三丁目アパート(7号棟)	世田谷区赤堤3-1	59.6	1	51,600	117,500
一般都営	中層耐火	用賀一丁目アパート(18号棟)	世田谷区用賀1-17	59.6	1	51,300	113,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(13号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,100	69,000
一般都営	中層耐火	俣塚二丁目アパート(49-4号棟)	渋谷区俣塚2-49	36.4	1	32,100	65,600
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,100	66,800
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	2	30,900	71,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	76,500
一般都営	高層耐火	久我山一丁目アパート(20号棟)	杉並区久我山1-13	40.7	3	29,900	57,300
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート(1号棟)	杉並区井草3-5	39.0	1	29,500	53,100
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(16号棟)	北区浮間3-12	36.7	1	27,800	46,500
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	50,500
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(4号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,800	31,300
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,000	40,000
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,500	36,800
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート(1号棟)	板橋区本町8-1	39.0	1	28,800	56,100
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第2アパート(1号棟)	板橋区前野町5-13	48.1	1	37,100	65,300
一般都営	中層耐火	相生町アパート(2号棟)	板橋区相生町24-2	42.3	3	32,000	52,100
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第2アパート(2号棟)	板橋区坂下1-15	42.3	1	31,900	56,100
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第3アパート(1号棟)	板橋区坂下1-14	42.3	1	31,900	49,700
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,400	70,200
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目第2アパート(4号棟)	練馬区春日町5-30	51.0	1	39,800	70,000
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(3号棟)	練馬区春日町3-28	48.1	1	37,900	72,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(20号棟)	練馬区北町6-20	47.5	1	37,200	72,300
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(24号棟)	練馬区北町6-24	55.9	1	44,200	86,300
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(21号棟)	練馬区北町6-21	59.6	1	47,800	97,700
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(1号棟)	練馬区関町北3-9	55.9	1	44,300	88,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	47,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(31号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(32号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,900	49,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(22号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(2号棟)	足立区保木間5-29	59.6	1	43,400	73,100
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(3号棟)	足立区保木間5-32	59.6	1	43,600	73,800
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(2号棟)	足立区西保木間3-18	55.9	1	40,500	61,800

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	2	24,000	37,200
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (14号棟)	足立区西保木間3-15	51.0	1	36,600	56,300
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート (4号棟)	足立区西保木間1-3	55.9	1	41,400	71,200
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート (2号棟)	足立区島根4-19	59.6	1	44,000	73,800
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート (3号棟)	足立区島根4-30	55.9	1	41,600	74,000
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート (2号棟)	足立区青井4-36	51.0	1	38,000	71,600
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート (4号棟)	足立区六月1-33	33.4	1	23,000	36,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (6号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (12号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	36,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,500
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (12号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,000	37,700
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (13号棟)	足立区竹の塚7-16	33.4	1	23,000	37,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (3号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,600	42,200
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (6号棟)	足立区西保木間4-3	33.4	1	23,000	37,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (13号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,600	42,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,300	31,100
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (10号棟)	足立区辰沼1-2	41.7	1	29,300	43,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (13号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,600
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,500	44,000
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,400	43,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (12号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	28,500	41,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (15号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,500	36,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (21号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,100	38,100
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート (2号棟)	足立区花畑2-11	39.0	1	26,700	42,400
一般都営	高層耐火	舎人町アパート (18号棟)	足立区舎人6-9	43.6	1	30,700	41,100
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	66,600
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (7号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	66,600
一般都営	中層耐火	足立加賀二丁目アパート (5号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,400	63,400
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート (6号棟)	葛飾区青戸3-8	42.3	1	31,200	55,000
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート (4号棟)	葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,600	87,400
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第2アパート (1号棟)	葛飾区西亀有2-24	59.6	1	45,700	90,600
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート (7号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,800	38,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,400

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート (2号棟)	江戸川区平井3-5	51.2	1	40,400	67,200
一般都営	中層耐火	本一色町アパート (2号棟)	江戸川区本一色3-33	53.6	1	41,000	64,200
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,800	84,300
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート (6号棟)	八王子市南大谷町45-6	36.4	1	17,800	34,400
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (59号棟)	立川市富士見町6-59	42.3	1	23,500	42,800
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート (1号棟)	立川市錦町6-6	55.9	1	32,700	68,700
一般都営	中層耐火	三鷹深大寺アパート (2号棟)	三鷹市深大寺1-13	59.6	1	44,200	86,300
一般都営	中層耐火	野崎アパート (1号棟)	三鷹市野崎2-2	51.0	1	36,200	64,200
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目第2アパート (2号棟)	府中市美好町2-12	42.3	1	23,700	59,200
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート (3号棟)	府中市栄町1-3	55.9	1	33,600	78,100
一般都営	中層耐火	府中幸町二丁目アパート (1号棟)	府中市幸町2-47	62.1	1	38,900	89,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	32,000	77,100
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート (2号棟)	調布市深大寺元町4-35	62.1	1	38,200	84,400
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート (2号棟)	調布市深大寺元町4-35	62.1	1	38,200	84,400
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート (5号棟)	調布市下石原1-15	55.9	1	33,500	78,100
一般都営	中層耐火	入間町二丁目アパート (3号棟)	調布市入間町3-3	59.6	1	37,900	89,800
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (8号棟)	調布市染地3-3	55.9	1	33,200	73,700
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (7号棟)	町田市中町4-7	48.1	1	29,000	65,900
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (5号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,600	66,400
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート (7号棟)	町田市木曽西1-33	36.4	1	17,700	34,700
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (46号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,600	74,400
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート (21号棟)	小金井市東町4-30	62.1	1	40,400	97,000
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート (11号棟)	小金井市本町2-15	39.0	2	20,800	54,000
一般都営	中層耐火	日野平山アパート (5号棟)	日野市平山4-20	33.4	1	15,100	29,300
一般都営	中層耐火	日野平山アパート (7号棟)	日野市平山4-20	46.6	1	22,900	37,800
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (2号棟)	日野市新井842	33.4	1	14,900	29,100
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (4号棟)	日野市新井842	37.7	1	16,800	32,900
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート (1号棟)	日野市三沢1130-2	38.3	1	18,200	36,000
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート (2号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,800	78,400
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート (1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	68,900
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目第2アパート (1号棟)	西東京市南町4-18	55.8	1	37,100	82,800
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (12号棟)	西東京市田無町7-6	51.0	1	28,700	62,700
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート (46号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,100	72,400

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート(1号棟)	狛江市東野川2-17	62.1	1	39,800	90,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(14号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(19号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(22号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(29号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,200
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(10号棟)	清瀬市竹丘1-15	36.4	1	17,900	37,700
一般都営	中層耐火	松山二丁目アパート(1号棟)	清瀬市松山2-17	51.0	1	30,400	64,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-2号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	30,100	54,200

●東京都告示第千六百三十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第  
 三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ  
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使  
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、  
 同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
●東京都告示第千六百三十四号 次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例		(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。 平成二十九年十月三十一日			東京都知事 小池 百合子
●東京都告示第千六百三十五号 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第		三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定			に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十九年十一月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。
堤方アパート (6号棟)	大田区池上五丁目十二番	中層耐火 二九・七平方メートル	五〇戸		
同右	同右	同右 四二・九平方メートル	五戸		
牡丹二丁目アパート (3号棟)	江東区牡丹二丁目二番	高層耐火 三四・六平方メートル	一八戸	三三、五〇〇円	八四、六〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	六戸	三九、一〇〇円	九八、七〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四六、三〇〇円	一一七、一〇〇円
辰巳二丁目アパート (2号棟)	江東区辰巳二丁目二番	同右 三四・六平方メートル	一八二戸	三二、八〇〇円	六二、八〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一五四戸	三八、三〇〇円	七三、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	四二戸	四五、四〇〇円	八六、八〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	一四戸	五四、二〇〇円	一〇三、五〇〇円
大橋二丁目アパート (4号棟)	目黒区大橋二丁目十六番	中層耐火 三二・〇平方メートル	一五戸	三一、〇〇〇円	八〇、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・七平方メートル	同右	三九、四〇〇円	一〇二、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	四六、三〇〇円	一二〇、八〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	五五、四〇〇円	一四三、九〇〇円

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,800
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,400
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,200
改良	高層耐火	押上二丁目アパート(1号棟)	墨田区押上2-1	48.1	1	36,000
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,800
改良	高層耐火	白鬚東アパート(2号棟)	墨田区堤通2-3	63.0	1	46,400
改良	中層耐火	若林四丁目アパート(1号棟)	世田谷区若林4-41	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(42-15号棟)	渋谷区笹塚2-42	35.4	1	30,300
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(52-1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	1	31,500
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート(1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,600
改良	中層耐火	町屋七丁目アパート(20号棟)	荒川区町屋7-9	39.0	1	28,300
改良	高層耐火	調布くすのきアパート(3号棟)	調布市国領町3-8	45.2	2	25,200
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(15号棟)	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,400

●東京都告示第千六百三十六号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

新田一丁目アパート駐 足立区新田一丁目十 六七区画  
車場 四番

●東京都告示第千六百三十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

牡丹二丁目アパート駐 江東区牡丹二丁目二 二四区画  
車場 番

大橋二丁目アパート駐 目黒区大橋二丁目十 一二区画  
車場 六番

弘道二丁目第3アパー 足立区弘道二丁目二 二三区画  
ト駐車場 十一番

●東京都告示第千六百三十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。



平成二十九年十月三十一日  
 東京都知事 小 池 百合子  
 名 称 位 置 区画数  
 浮間三丁目アパート駐 北区浮間三丁目四番 四区画  
 車場

●東京都告示第千六百三十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二  
 十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成九年東京都告  
 示第千三百二十五号で告示した七生鳥獣保護区の存続期間  
 を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条  
 第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

七生鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

日野市三沢地内の都道四十一号線(稲城日野線)と市  
 道幹線Ⅱ-十四号線との交点を基点として、同地点から  
 同市道を南方に進み、市道幹線Ⅰ-三号線との交点を経  
 て日野市と八王子市との境界に至り、同地点から同境界  
 線に沿って南西方に進み、都道百五十五号線(町田平山  
 八王子線)に至り、同地点から同都道を北方に進み、市  
 道幹線Ⅱ-二十三号線との交点に至り、同地点から同市  
 道を北方に進み、市道Ⅰ-十一号線との交点に至り、同  
 地点から同市道を北東方に進み、市道Ⅰ-九号線との交  
 点に至り、同地点から同市道を北方に進み、都道百七十

三号線(上館日野線)との交点に至り、同地点から同都  
 道を北東方に進み、都道四十一号線(稲城日野線)との  
 交点に至り、同地点から同都道を北東方に進み、基点に  
 至る線に囲まれた区域

三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一  
 日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

七生鳥獣保護区は、日野市の中央南部に位置してお  
 り、クリ、コナラ等の広葉樹林やスギ、ヒノキ等の針  
 葉樹林もあり、林相の変化に富み、多様な鳥獣が生息  
 している。

このため、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要があ  
 る区域と認められることから、法第二十八条第一項の  
 規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 入山者による鳥獣及びその生息環境への影響を必  
 要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護管  
 理員による巡視を行うとともに、日野市及び関係機  
 関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓  
 発活動に取り組む。  
 イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握  
 するため調査を実施する。

●東京都告示第千六百四十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二  
 十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成十年東京都告  
 示第七百八十号で告示した五日市鳥獣保護区の存続期間を  
 更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第  
 二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

五日市鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

あきる野市五日市大字小中野字生前百八十番地先の  
 沢戸橋左岸橋台下流端を基点として、同地点から都道三  
 十三号線(上野原あきる野線)を北東方に進み、同都道  
 と同市五日市大字小中野字大鳥前三百六十九番地先から  
 北方に進む小径との交点に至り、同地点から同小径を北  
 方に進み、同小径とあきる野市道Ⅰ-六号線との交点に  
 至り、同地点から同市道を北東方に進み、同市道とあき  
 る野市道Ⅰ-七号線との交点に至り、同地点から同市道  
 を北西方に進み、同市道と横根尾根の頂上線との交点に  
 至り、同地点から同頂上線を南西方に進み、同頂上線と  
 旧西多摩郡戸倉村と旧西多摩郡小宮村の境界線との交点  
 に至り、同地点から足瀬沢の右岸に沿って下流に進み、  
 同沢と秋川との合流点の左岸点に至り、同地点から同川  
 の左岸に沿って下流に進み、基点に至る線に囲まれた区  
 域

三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一

日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

五日市鳥獣保護区は、あきる野市の中央部に位置しており、スギ、ヒノキ、マツ、モミ等の針葉樹林とサクラ、クリ、モミジ、コナラ等の広葉樹林もあり、林相の変化に富み、多様な鳥獣が生息している。この中には、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカも確認されるなど、豊かな生態系が維持されている地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 入山者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護管理員による巡視を行うとともに、あきる野市及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千六百四十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八条第一項の規定に基づき鳥獣保護区を指定するので、

同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

八丈小島鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

八丈小島及び同島の平均海面時の海岸線から沖合一キロメートル以内の海域(当該海域内の岩礁を含む。)

三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

八丈小島鳥獣保護区は、八丈小島及び同島の平均海面時の海岸線から沖合一キロメートル以内の海域(当該海域内の岩礁を含む。)により構成される区域で、八丈島の西方約七・五キロメートルに位置している。八丈小島は、内陸部の多くが高木林地(タブノキ、ヤブニッケイ群落等)、低木林地(ガクアジサイ群落等)及び草地(メダケ群落)により形成されている。

同島の海岸線と周辺の岩礁は、海食崖のため海崖性の草本が点在して生息する以外は、岩石が裸出した崖地になっている。

また、当該区域に生息する鳥類では、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項に

規定する天然記念物に指定されているアカコッコ、イジマムシクイ、カラスバト、カンムリウミスズメのほか、コアホウドリ、モスケミソサザイ、オーストンヤマガラ等の希少種が多く確認されている。

このため、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 入山者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護管理員による巡視を行うとともに、八丈町及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千六百四十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定に基づき鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第四項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 特別保護地区の名称

八丈小島鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

八丈小島(八丈小島周辺の岩礁を含む。)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

八丈小島鳥獣保護区特別保護地区は、八丈小島及び同島の平均海面時の海岸線から沖合一キロメートル以内の海域に点在する岩礁により構成される区域であり、八丈島の西方約七・五キロメートルに位置している。

八丈小島は、内陸部の多くが高木林地(タブノキ・ヤブニッケイ群落等)、低木林地(ガクアジサイ群落等)及び草地(メダケ群落)により形成されている。同島の海岸線と周辺の岩礁は、海食崖のため海崖性の草本が点在して生息する以外は、岩石が裸出した崖地になっている。

また、当該区域に生息する鳥類では、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第九十九条第一項に規定する天然記念物に指定されているアカコッコ、イジマムシクイ、カラスバト、カンムリウミスズメのほか、コアホウドリ、モスケミンサザイ、オーストンヤマガラ等の希少種が多く確認されている。

このため、当該区域は、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十九条第一項の規定に基づく特別保護地区として指定するものである。

(三) 特別保護地区の保護管理方針

ア 法に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。

イ 入島者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護管理員による巡視を行うとともに、八丈町及び関係機関との連携を図り、特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。  
ウ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千六百四十三号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。  
平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 ニー「二・五」ジメトキシー四ー(トリフルオロメチル)フェニル」エタンアミン及び

その塩類(通称名ニC-TFM)

(二) 化学名 メチルニー(四ーフルオロフェニル)ー

ニー(ペリジニール)アセテート及び

その塩類(通称名四ーFluoromet

hylphenidate、四F-MPH、

四F-MPH)

二 指定理由  
人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康

に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十九年十一月一日

●東京都告示第千六百四十四号

東京都港湾管理条例施行規則(平成十六年東京都規則第百四号。以下「規則」という。)第三条第三項の規定により指定管理者が定める申請書の提出以外の申請の方法を承認したので、次のとおり告示する。  
平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請書の提出以外の申請の方法

輸出入・港湾関連情報処理システム又は東京港湾情報システムを利用して、規則別記第一号様式又は別記第二号様式に記載すべき事項を指定管理者に送信すること。

二 対象施設

中央防波堤外側ふ頭棧橋(Y1)

三 適用期間

平成二十九年十一月一日から平成三十四年三月三十一日まで

●東京都告示第千六百四十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。  
平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規模	所在地	開始年月日
栈橋	中央防波堤外側 ふ頭栈橋(Y 2)	延長四〇〇・ 〇〇メートル 水深A.P. (-)一六・〇メ ートル	江東区 青海三 丁目地	平成二 十九年 十一月 一日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百七十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十一日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

## (1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
民進党東京都第9総支部	浅野 克彦	金井塚 誠	練馬区大泉学園町8-1 1-2	H29. 9. 27	○	衆議院議員
民進党東京都第21総支部	長妻 昭	金井塚 誠	千代田区永田町1-1 1-1	H29. 9. 27	○	衆議院議員

## (2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都葛飾区第二十八支部	工藤 喜久治	小野塚 テル子	葛飾区東金町7-4-1 2	H29. 9. 19	○
自由民主党東京都葛飾区第三十五支部	関 智之	町田 法博	葛飾区水元4-1 4-1 9	H29. 9. 4	○

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

## (1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
新しい瑞穂町をつくる会	柚木 克也	柚木 祐美子	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎4-6-1-3	H29. 9. 7
かがやけ大田区	安田 輝久	安田 麻文	大田区蒲田5-2-6-3	H29. 9. 1
風の党	鹿住 良人	鹿住 良人	葛飾区東新小岩1-4-3	H29. 9. 25
葛飾区庁舎建替えに反対する区民の会	松本 昌	中馬 清治	葛飾区立石2-2-8-3	H29. 9. 29
葛飾の未来を考える会	川和 一隆	川和 勝代	葛飾区東金町1-3-1	H29. 9. 25
葛飾を変える会	田村 宏	田村 宏	葛飾区東新小岩5-7-1	H29. 9. 11
川和かずたか後援会	川和 一隆	川和 裕子	葛飾区東金町1-3-1	H29. 9. 4
禁煙世代の会	田中 博	田中 ひで子	江戸川区中央4-2-5-1 4	H29. 9. 20
弘栄会	原川 博行	堀脇 浩二	世田谷区千歳台3-2-1 -1 4	H29. 9. 1
政治結社昭和維新連盟	添田 泰之	井之上 浩和	豊島区池袋2-4-1	H29. 9. 13
田中けんを応援する会	田中 健	田中 ひで子	江戸川区中央4-2-5-1 4	H29. 9. 20
都民ファーストの会しばはし宏子後援会	柴橋 宏子	柴橋 宏子	葛飾区新小岩2-1-3	H29. 9. 8

都民ファーストの会つたえりな後援会	葛	絵梨奈	葛	絵梨奈	葛飾区高砂3-12-17	H29. 9. 14
中妻じょうた後援会	中妻	穰太	中妻	穰太	板橋区高島平7-16-11	H29. 9. 20
深沢としさだ後援会	深沢	利定	深沢	利定	新宿区中落合1-6-13	H29. 9. 19
まちの未来を構想する会	米山	真吾	飯田	敏雄	葛飾区西新小岩1-3-2	H29. 9. 25
未来に誇れる日本をつくる会	酒井	大史	酒井	大史	立川市曙町2-34-6	H29. 9. 13
むさしの新時代・日本一輝くまちを創る会	福崎	正己	二宮	朗	武蔵野市吉祥寺北町1-19-2	H29. 9. 1
守田ゆきお後援会	斉藤	潤	守田	有希生	渋谷区上原2-7-2	H29. 9. 22

●東京都選挙管理委員会告示第百七十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十一日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党江東総支部	細田 勇	代表者の氏名	細田 勇	高村 直樹	H29. 9. 8
自由民主党東京都板橋区第四十一支部	田中 康智	主たる事務所の所在地	板橋区成増3-22-34	板橋区成増2-11-8	H29. 9. 14
自由民主党東京都建設支部	木下 賢司	主たる事務所の所在地	千代田区飯田橋1-4-2	千代田区飯田橋1-4-1	H29. 8. 29
		会計責任者の氏名	安 和博	尾林 達成	H29. 8. 29
自由民主党東京都品川区第十五支部	本多 健信	会計責任者の氏名	本多 康頼	本多 恵	H29. 9. 1
自由民主党東京都支部連合会	鴨下 一郎	代表者の氏名	鴨下 一郎	下村 博文	H29. 9. 27
自由民主党東京都八王子市第二十支部	伊藤 祥広	会計責任者の氏名	鳥山 昌秀	諏訪 隆行	H29. 9. 7
自由民主党東京都郵政政治連盟支部	福嶋 浩之	代表者の氏名	福嶋 浩之	三上 謙次	H29. 9. 8
		会計責任者の氏名	金田 秀男	三木 修	H29. 9. 8
自由民主党豊島総支部	堀 宏道	主たる事務所の所在地	豊島区池袋2-22-3	豊島区西池袋4-9-5	H29. 9. 13
民進党東京都総支部連合会	長妻 昭	代表者の氏名	長妻 昭	松原 仁	H29. 9. 12
民進党東京都第5区総支部	手塚 仁雄	主たる事務所の所在地	世田谷区池尻2-31-21	目黒区上目黒1-17-6	H29. 8. 31
		会計責任者の氏名	森 泰生	渡辺 智士	H29. 8. 31
民進党東京都練馬区支部	藤井 智教	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉中4-12-1	練馬区春日町4-18-8	H29. 9. 25
		代表者の氏名	藤井 智教	浅野 克彦	H29. 9. 25

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
180プロジェクト	佐野 美和	主たる事務所の所在地	港区元赤坂1-2-17	八王子市千人町1-12-10	H29. 9. 25
伊藤しょうこう後援会	網嶋 功	代表者の氏名	網嶋 功	山本 徳太郎	H29. 9. 7
		会計責任者の氏名	諏訪 隆行	小俣 萬次	H29. 9. 7
エネルギー政策を考える芝浦の会(通称:芝浦会)	依田 修	会計責任者の氏名	中野 秀一	深津 太志	H29. 5. 31
おおにし順子後援会	大西 順子	主たる事務所の所在地	渋谷区松濤1-26-16	渋谷区円山町8-3	H29. 1. 3

木村健悟後援会稲妻倶楽部	茅野 教幸	主たる事務所の所在地	品川区戸越6-23-24	品川区東大井5-7-6	H29. 9. 6
憲法をくらしに生かす明るい東村山の会	武城 卓二	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-25-23	東村山市本町4-17-43	H29. 9. 1
品川区医政連盟	宮平 寛	会計責任者の氏名	浅野 優	石井 誠	H29. 6. 28
せき智之後援会	藤田 享	主たる事務所の所在地	葛飾区東水元3-11-4	葛飾区東水元3-18-18	H29. 9. 4
		会計責任者の氏名	杉本 幹夫	町田 法博	H29. 9. 4
全国農業者農政運動組織連盟	飛田 稔章	代表者の氏名	飛田 稔章	加倉井 豊邦	H29. 9. 1
		会計責任者の氏名	築地原 優二	内田 仁司	H29. 9. 1
東京司法書士政治連盟	大竹 由美子	主たる事務所の所在地	新宿区四谷本塩町4-37	新宿区本塩町9-3	H29. 9. 19
		会計責任者の氏名	鎌田 克一	羽生 明彦	H29. 8. 25
東京地方本部つけ芳文後援会	福嶋 浩之	代表者の氏名	福嶋 浩之	三上 謙次	H29. 9. 8
		会計責任者の氏名	金田 秀男	三木 修	H29. 9. 8
東政会(本多たけのぶ後援会)	小林 義和	会計責任者の氏名	本多 康頼	本多 恵	H29. 9. 1
都議会自由民主党	秋田 一郎	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿4-11-13	北区王子本町1-14-9	H29. 8. 1
		代表者の氏名	秋田 一郎	高木 啓	H29. 8. 1
		会計責任者の氏名	川松 真一郎	發地 易隆	H29. 8. 1
とくしげ雅之東京地方本部後援会	福嶋 浩之	代表者の氏名	福嶋 浩之	三上 謙次	H29. 9. 8
		会計責任者の氏名	金田 秀男	三木 修	H29. 9. 8
豊島税理士政治連盟	白井 淳子	代表者の氏名	白井 淳子	石井 啓子	H29. 6. 9
		会計責任者の氏名	伊藤 貴徳	中嶋 寿康	H29. 6. 9
都民ファーストの会	荒木 千陽	代表者の氏名	荒木 千陽	野田 敦	H29. 9. 15
都民ファーストの会うてな英明後援会	莖 英明	政治団体の名称	都民ファーストの会うてな英明後援会	うてな英明後援会	H29. 9. 28
都民ファーストの会おみみわ後援会	小見 美和	政治団体の名称	都民ファーストの会おみみわ後援会	おみみわ後援会	H29. 9. 8
都民ファーストの会村松一希後援会	村松 一希	主たる事務所の所在地	練馬区東大泉5-41-27	練馬区早宮3-12-5	H29. 9. 5



中妻じょうたサポーターズ	中妻 穰太	主たる事務所の所在地	板橋区高島平7-16-1	板橋区高島平8-17-11	H29. 3. 31
はまぎくの会	矢作 麻子	国会議員関係政治団体の区分 公職の種類(第一号)	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	H29. 9. 29 H29. 9. 29
フォーラム21	内田 仁司	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号) 主たる事務所の所在地	矢作 麻子、衆議院議員 狛江市東和泉1-22-2		H29. 9. 29
みんなで日本を良くする会	内田 仁司	代表者の氏名	内田 仁司	世田谷区祖師谷3-47-12 中村 祐三	H29. 9. 1 H29. 9. 1
郵政政策研究会東京地方本部	落合 貴之	主たる事務所の所在地	世田谷区南烏山5-1-10	世田谷区太子堂4-5-2	H29. 9. 18
吉田晴美後援会	福嶋 浩之	代表者の氏名	福嶋 浩之	三上 謙次	H29. 9. 8
東京都医師政治連盟荒川支部	福嶋 浩之	会計責任者の氏名	金田 秀男	三木 修	H29. 9. 8
東京都医師政治連盟品川支部	吉田 晴美	会計責任者の氏名	山岡 さゆり	佐藤 直美	H29. 9. 4
東京都医師政治連盟杉並支部	土屋 譲	会計責任者の氏名	井上 雄一	竹内 明輝	H29. 5. 30
東京都医師政治連盟小金井支部	穂坂 英明	代表者の氏名	穂坂 英明	齋藤 寛和	H29. 5. 29
東京都医師政治連盟品川支部	穂坂 英明	会計責任者の氏名	小松 淳二	穂坂 英明	H29. 5. 29
東京都医師政治連盟品川支部	官平 寛	会計責任者の氏名	浅野 優	石井 誠	H29. 6. 28
東京都医師政治連盟杉並支部	多村 幸之進	代表者の氏名	多村 幸之進	甲田 潔	H29. 6. 26
東京都歯科医師連盟北支部	中村 卓志	代表者の氏名	中村 卓志	渡邊 和仁	H29. 7. 1
都民ファーストの会練馬区第一支部	村松 一希	主たる事務所の所在地	練馬区東大泉5-41-27	練馬区早宮3-12-5	H29. 9. 5

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
社会民主党青梅総支部	中村 富男	H29. 9. 1
自由民主党東京都第十選挙区支部	若狭 勝	H29. 8. 31
民進党東京都第9区総支部	木内 孝胤	H29. 8. 30

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
歩の会	手塚 恒久	H29. 8. 31
今寺、木野下、谷野地区後援会	増田 孝夫	H29. 8. 31
裏宿地区後援会	平 利一	H29. 8. 31
叡心会	星野 信義	H29. 8. 31
青梅維新の会	小山 豊	H29. 8. 31
青梅医療介護関連サービス協議会	中澤 義昭	H29. 8. 31
青梅市民ファーストの会	小山 洋一	H29. 8. 31
大寿司の会	岩田 ミツエ	H29. 8. 31
おきな会	星野 信義	H29. 8. 31
温故創新の会	中谷 祐二	H29. 9. 25
勝沼地区野村有信後援会	神田 繁	H29. 8. 31
河辺町南後援会	河辺 勤	H29. 8. 31
河辺町4丁目地区後援会	小室 隆男	H29. 8. 31
上長淵地区後援会	吉原 靖二	H29. 8. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百八十号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十一日  
東京都選挙管理委員会

希望ファーストの会	齋藤 一恵	H29. 9. 11
禁煙世代の会	田中 博	H29. 8. 31
駒木町地区後援会	浜中 碩夫	H29. 8. 31
佐野郁夫後援会	佐野 郁夫	H29. 8. 31
沢井ソフトボール愛好会	原島 正太郎	H29. 8. 31
幸せの街青梅を創る会	横山 萬次	H29. 8. 31
塩船地区後援会	塩野 貞男	H29. 8. 31
新町・末広地区後援会	天沼 明	H29. 8. 31
政治結社至孝會	佐藤 稔浩	H29. 8. 27
大連	青木 元彦	H29. 8. 31
宅建青梅地区会	小野 精司	H29. 8. 31
田中けんを応援する会	田中 健	H29. 8. 31
多摩維新の会	横山 萬次	H29. 8. 31
チャレンジ小平	小池 貞雄	H29. 8. 31
土屋ひとし後援会	土屋 均	H29. 9. 6
東京理容政治連盟青梅支部	向原 周二	H29. 8. 31
友田地区後援会	原島 征男	H29. 8. 31
友利春久後援会	友利 春久	H29. 7. 22
中郷地区後援会	井上 顕	H29. 8. 31
中妻じょうたサポーターズ	中妻 穰太	H29. 9. 20
成木地区後援会	山田 敏夫	H29. 8. 31

西多摩維新の会	横山 萬次	H29. 8. 31
西分町後援会	小村 春男	H29. 8. 31
野上第一地区後援会	野崎 廣	H29. 8. 31
野上第二地区後援会	塩野 紋三	H29. 8. 31
野上第三地区後援会	中村 英夫	H29. 8. 31
野村有信天ヶ瀬後援会	梅岡 省治	H29. 8. 31
野村有信後援会	中丸 秀夫	H29. 8. 31
野村有信後援会	佐藤 健二	H29. 8. 31
野村有信大門第2地区後援会	川鍋 良一郎	H29. 8. 31
野村有信大門第5後援会	高橋 三郎	H29. 8. 31
野村有信東青梅5丁目地区後援会	下田 定司	H29. 8. 31
畑中地区後援会	深澤 司	H29. 8. 31
東青梅1丁目地区後援会	塩野 茂雄	H29. 8. 31
東青梅4丁目地区後援会	久保 光男	H29. 8. 31
深沢としさだ後援会	太田原 武	H29. 8. 30
吹上地区後援会	大野 友一	H29. 8. 31
藤橋地区後援会	石川 輝治	H29. 8. 31
二俣尾地区後援会	秋山 隆	H29. 8. 31
ふるさと小平をつくる会	佐野 利平	H29. 8. 31
プレジデント、クリエート、システム	岩浪 岳史	H29. 8. 31
文京区民の生命と財産を守る会	荻原 知康	H29. 8. 31

増山れなと愛ある未来をつくる会	増山	れな	H29.	9.	10
森下地区後援会	鈴木	巖	H29.	8.	31
師岡地区後援会	高野	徳太郎	H29.	8.	31
有愛会	原嶋	和利	H29.	8.	31
有希会	小林	節郎	H29.	8.	31
勇進会	野村	有信	H29.	8.	31
祐進会	中谷	祐二	H29.	9.	25
柚木地区後援会	疋田	勇	H29.	8.	31
梁山会	須崎	芳広	H29.	8.	31
若き翼の会	島崎	裕二	H29.	8.	31

●東京都選挙管理委員会告示第百八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
柴橋 宏子	区議会議員	都民ファーストの会しばはし宏子後援会	葛飾区新小岩2-1-3	H29. 9. 6
田中 健	区議会議員	田中けんを応援する会	江戸川区中央4-25-14	H29. 9. 1
中妻 穰太	区議会議員	中妻じょうた後援会	板橋区高島平7-16-1	H29. 9. 20
深沢 利定	区議会議員	深沢としさだ後援会	新宿区中落合1-6-13	H29. 9. 19
矢作 麻子	衆議院議員	はまぎくの会	立川市錦町1-24-1	H29. 9. 29

●東京都選挙管理委員会告示第百八十二号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定  
 により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
葦 英明	都民ファーストの会うてな英明後援会	政治団体の名称	都民ファーストの会うてな英明後援会	うてな英明後援会	H29. 9. 28
落合 貴之	みんなで日本を良くする会	主たる事務所の所在地	世田谷区南烏山5-1-10	世田谷区太子堂4-5-2	H29. 9. 18
小見 美和	都民ファーストの会おみみわ後援会	政治団体の名称	都民ファーストの会おみみわ後援会	おみみわ後援会	H29. 9. 8
中妻 穰太	中妻じょうたサポーターズ	主たる事務所の所在地	板橋区高島平7-16-1	板橋区高島平8-17-11	H29. 3. 31
村松 一希	都民ファーストの会村松一希後援会	主たる事務所の所在地	練馬区東大泉5-41-27	練馬区早宮3-12-5	H29. 9. 5

●東京都選挙管理委員会告示第百八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十一日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
荻原 知康	文京区民の生命と財産を守る会	H29. 8. 31
田中 健	田中けんを応援する会	H29. 8. 31
友利 春久	友利春久後援会	H29. 7. 22
中谷 祐二	祐進会	H29. 9. 25
中妻 穰太	中妻じょうたサポーターズ	H29. 9. 20

告示(議)

東京都議会議長告示第六号

東京都議会公印規程(昭和五十一年東京都議会議長告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

東京都議会議長 尾崎大介

別表第一東京都議会情報公開推進委員長印の項の次に次のように加える。

東京都議会改 革検討委員長印	16	同	方二三ミリ メートル	委員会文書用	調査部調査情報 課長
-------------------	----	---	---------------	--------	---------------

15 東京都議会 情報公開 推進委員長	を	15 東京都議会 情報公開 推進委員長	16 東京都議会 議会改革 検討委員長
------------------------------	---	------------------------------	------------------------------

に改める。

公告

国土調査の成果の認証について

町田市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 調査を行った者 町田市  
の名称

二 調査を行った期 平成二十七年十月から平成二十八年  
二月まで

三 成果の名称 町田市(大蔵町・鶴川三丁目の一  
部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 町田市大蔵町及び鶴川三丁目各一

五 区域 部  
認証年月日 平成二十九年十月二十三日

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 七〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001